

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
業務委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正 <u>2025年 3月28日改正</u>	業務委託契約標準契約書 平成15年10月 1日制定 （中略） 2024年 3月29日改正
（目 次） 1. 業務委託契約標準契約書雛型 2. 業務委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第22条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 第1節 定義（第23条） 第2節 成果の取扱（第24条－第27条） 第3節 知的財産権（第28条－第35条） 第6章 雑則（第36条－第55条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>別紙</u> （4）<u>業務委託費積算基準</u>	（目 次） 1. 業務委託契約標準契約書雛型 2. 業務委託契約約款 （1）約款本文 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第22条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 第1節 定義（第23条） 第2節 成果の取扱（第24条－第27条） 第3節 知的財産権（第28条－第35条） 第6章 雑則（第36条－第55条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>業務委託契約約款別表</u> （4）<u>業務委託費積算基準</u>

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
1. 業務委託契約標準契約書雛型（略） 2. 業務委託契約約款 （1）約款本文 第1条 ～ 第10条（略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項 ～ 第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>遅滞なく</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項（略） 第12条 ～ 第13条（略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項（略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>別紙に定める</u>書類その他甲が<u>別に定める</u>書類<u>等</u>を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項（略） 第15条 ～ 第19条（略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産<u>（以下</u>	1. 業務委託契約標準契約書雛型（略） 2. 業務委託契約約款 （1）約款本文 第1条 ～ 第10条（略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項 ～ 第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>受理した日から10日以内に</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項 ～ 第7項（略） 第12条 ～ 第13条（略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項（略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>業務委託契約約款別表に掲げる</u>書類その他甲が<u>あらかじめ指定する</u>書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項（略） 第15条 ～ 第19条（略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産<u>（建物、</u>

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
「<u>取得財産</u>という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。 第2項 ～ 第9項 （略） 10 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生<u>等</u>が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 11 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分<u>等</u>の方法について、乙に指示をするものとする。 12 乙は、前項の規定により副生物<u>の処分等を</u>した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。 第20条の2 ～ 第30条 （略） （知的財産権の帰属） 第31条 第1項 ～ 第4項 （略） 5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第31条の6、第32条、<u>第32条の2</u>、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第6項 （略） 第31条の2 ～ 第32条 （略）	<u>構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）</u>のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。 第2項 ～ 第9項 （略） 10 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 11 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。 12 乙は、前項の規定により副生物<u>を</u>処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない 第20条の2 ～ 第30条 （略） （知的財産権の帰属） 第31条 第1項 ～ 第4項 （略） 5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第31条の6、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第6項 （略） 第31条の2 ～ 第32条 （略）

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第32条の2 第1項 ～ 第2項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>経済安全保障推進法</u>第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、<u>経済安全保障推進法第74条第1項に基づき開示が禁止されているものを除き</u>、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第33条 乙は、<u>第32条の規定に基づき産業財産権出願通知書を甲に提出した場合、特許出願については発明が出願公開（PCT国際公開を含む。）された後遅滞なく、特許権以外の産業財産権の出願又は申請については産業財産権出願通知書の提出後速やかに、出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優</u>	（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第32条の2 第1項 ～ 第2項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>同法</u>第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>同法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>同法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第33条 乙は、委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
<u>先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書 1 通を甲に提出するものとする。また、</u>委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書 1 通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から 6 0 日以内（ただし、外国の場合は 9 0 日以内。）に甲に提出するものとする。 第 2 項 ～ 第 4 項 （略） 第 3 4 条 （略） （技術研究組合に係る読替え） 第 3 5 条 乙が組合であって、発明等に係る知的財産権が、発明等を行った者から権利の承継をした当該組合構成員に帰属する旨を定めた当該組合における規約等がある場合において、その適用について乙から甲に甲が別に定める知的財産権帰属届出書 1 通を提出したときは、乙を当該組合の構成員と読み替えて、第 2 8 条から第 3 4 条までの規定、第 5 2 条に該当する第 2 9 条第 3 項から第 6 項までの規定、第 3 1 条第 2 項から第 5 項までの規定及び第 3 1 条の 2 から第 3 4 条までの規定並びに第 5 <u>5</u> 条の規定を適用する。 第 3 6 条 ～ 第 4 3 条 （略） （外国法人の特例） 第 4 4 条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>本条</u>に規定するところによる。	から 6 0 日以内（ただし、外国の場合は 9 0 日以内。）に甲に提出するものとする。 第 2 項 ～ 第 4 項 （略） 第 3 4 条 （略） （技術研究組合に係る読替え） 第 3 5 条 乙が組合であって、発明等に係る知的財産権が、発明等を行った者から権利の承継をした当該組合構成員に帰属する旨を定めた当該組合における規約等がある場合において、その適用について乙から甲に甲が別に定める知的財産権帰属届出書 1 通を提出したときは、乙を当該組合の構成員と読み替えて、第 2 8 条から第 3 4 条までの規定、第 5 2 条に該当する第 2 9 条第 3 項から第 6 項までの規定、第 3 1 条第 2 項から第 5 項までの規定及び第 3 1 条の 2 から第 3 4 条までの規定並びに第 5 <u>4</u> 条の規定を適用する。 第 3 6 条 ～ 第 4 3 条 （略） （外国法人の特例） 第 4 4 条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>次</u>に規定するところによる。

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
<u>2</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>3</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>4</u> 本契約は日本語を正文とする。<u>参考のため英文訳が作成された場合であつても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u> <u>5</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>6</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>7</u> <u>第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。</u> <u>8</u> <u>前項の場合、第31条第3項第一号、二号、三号及び四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第33条並びに第34条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</u> <u>9</u> <u>委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</u> <u>10</u> <u>委託期間中であつて、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。</u> <u>11</u> <u>乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なけれ</u>	<u>一</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>二</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>三</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>四</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>（新設）</u>

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
<u>ばならない。</u> <u>1 2 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることが</u> <u>できるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</u> <u>1 3 甲は共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するも</u> <u>のとする。</u> <u>1 4 甲、乙、又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行</u> <u>う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先と</u> <u>の間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</u> <u>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることな</u> <u>く、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財</u> <u>産権維持義務を負う場合を除く。）。</u> <u>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任</u> <u>や損害賠償から甲及び乙が免責されること。</u> <u>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、</u> <u>経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できる</u> <u>こと。</u> 第45条 ～ 第51条 （略） （存続条項） 第52条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 <u>第2条第2項から第4項まで、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、</u>	第45条 ～ 第51条 （略） （存続条項） 第52条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 （略） 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第3条、第19条、第20条第3項から第7項まで及び第9項から第12項ま

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
<u>第8条、第11条第7項、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで</u>、第20条第3項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、<u>第20条の3、第21条、第24条第3項、第5項、第6項及び第8項</u>、第25条、第26条、第27条第1項、<u>第3項</u>及び第4項、<u>第28条の2、第28条の3</u>、第28条の4、<u>第29条第1項及び第2項</u>、第31条から第37条まで、<u>第40条</u>、第41条、第42条から第45条まで、第47条<u>から</u>第49条<u>まで</u>、第49条の2第1項から第6項まで、<u>第50条</u>並びに第51条第1項第三号 三～四 （略） 第53条 ～ 第55条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第23条第1項第一号、第30条第8項、第31条の3第3項、第31条の4第2項、第52条第1項第二号及び第54条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第32条の2第1項の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第66条から第85条まで）の施行	で、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第25条、第26条、第27条第1項及び第4項、第28条の4、第31条から第34条まで、第41条、第42条から第45条まで、第47条、<u>第49条</u>、第49条の2第1項から第6項まで並びに第51条第1項第三号 三～四 （略） 第53条 ～ 第55条 （略） 特記事項 （略） 附 則 この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。 2. ただし、改正後の約款第23条第1項第一号、第30条第8項、第31条の3第3項、第31条の4第2項、第52条第1項第二号及び第54条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第32条の2第1項の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第66条から第85条まで）の施行

業務委託契約標準契約書（新）	業務委託契約標準契約書（旧）
日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の約款第20条の規定は、2025年度事業から適用する。また、改正後の約款第31条第5項及び第44条の規定は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> （2）様式 （略） （3）<u>別紙</u> <u>別紙1－1 経費発生調書</u> 別紙1－2 ～ 別紙6－2 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙11 ～ 別紙12－1 （略） <u>別紙12－2 エフォート証明書</u> 別紙13 ～ 別紙17 （略） （4）業務委託費積算基準 第1 （略） 表	日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>（新設）</u> （2）様式 （略） （3）<u>業務委託契約約款別表</u> <u>別紙1－1 経費発生調書</u> 別紙1－2 ～ 別紙6－2 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u> 別紙11 ～ 別紙12－1 （略） <u>別紙12－2 エフォート証明書</u> 別紙13 ～ 別紙17 （略） （4）業務委託費積算基準 第1 （略） 表

業務委託契約標準契約書（新）				業務委託契約標準契約書（旧）			
項 目			(摘 要)	項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容		大 項 目	中 項 目	内 容	
I. 機械装置等費	(略)	(略)	(略)	I. 機械装置等費	(略)	(略)	(略)
II. 労務費	(略)	(略)	(略)	II. 労務費	(略)	(略)	(略)
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費	(略) (略) 委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費 (略)	(略) (略)	III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費	(略) (略) 委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の諸費外注に係る経費 (略)	(略) (略)
IV. 間接経費		(略)	(略)	IV. 間接経費		(略)	(略)
V. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)	V. 再委託費・共同実施費		(略)	(略)
第 2 （略）				第 2 （略）			
第 3 （略）				第 3 （略）			